

## 理工学部特別プログラムに関する内規

制 定 2023 年 2 月 17 日  
理工学部教授会

(趣旨)

**第 1 条** この内規は、成蹊大学理工学部規則（以下「規則」という。）第 4 条第 2 項に規定する選抜コースとして設置する理工学部特別プログラム（以下「プログラム」という。）に関し必要な事項を定める。

(プログラムの目的)

**第 2 条** このプログラムは、各専攻の主要学問分野にとらわれない社会的要請の高い課題についての学びを通し、異分野からの視点への気付き及び異分野の意欲の高い学生との知的な交流を喚起することにより、社会で活躍するための広い視野及び柔軟な発想を持つ人材を育成することを目的とする。

(プログラムの種別、修了要件等)

**第 3 条** 設置するプログラムの種別、各プログラムの授業科目、修了要件等は、別表に掲げるとおりとする。

(定員)

**第 4 条** プログラムの定員は、各 30 名とする。

(申請要件)

**第 5 条** プログラムの申請要件は、1 年次終了時の通算 GPA が 2.6 以上の者とする。

(登録及び選考)

**第 6 条** プログラムの登録を希望する者は、希望するプログラムを一つ定め、1 年次終了時まで、所定の手続により登録申請を行わなければならない。

2 第 4 条に定める定員を超える希望がある場合には、通算 GPA 順に上位 30 名の登録を許可する。ただし、教務委員会が必要と認めるときは、これを超えて許可することができる。

(プログラムの変更)

**第 7 条** 原則として、前条の登録後の他のプログラムへの変更は、これを認めない。

(登録の抹消)

**第 8 条** プログラムに登録している者が、次の各号のいずれかに該当するときは、登録を抹消する。

(1) 2 年次終了時において、各プログラムが指定する先修科目区分の授業科目の単位（1 科目 2 単位）を修得していない場合

(2) 3 年次終了時において、各プログラムにおける特別プログラム演習（教育手法特別プログラムにおいては特別プログラム演習又は理科教育法Ⅲ）の単位を修得していない場合

(卒業に必要な修得単位数への算入)

**第 9 条** 別表に定める授業科目（教職課程科目を除く。）の履修により修得した単位は、規則の定めるところにより、卒業に必要な修得単位数に算入することができる。

(プログラム修了証)

**第 10 条** プログラムの修了に必要な単位数を修得した者には、卒業時にプログラム修了証を授与する。

(内規の改廃)

**第 11 条** この内規の改廃は、教授会の議を経て、学部長が行う。

附 則 (略)

別表 (第3条関係)

(注) ○印の数字は、当該科目の単位数を表す。

プログラム	科目区分	授業科目・単位数	プログラム修了に必要な単位	
生命科学特別プログラム	専攻融合科目	特別プログラム演習②	2	10
	専攻コア科目 (※)	生物化学基礎②	2	
	専攻応用科目	バイオインフォマティクス② 細胞生化学②	6	
	専攻発展科目	生物有機化学② 生物資源工学② 生物医薬工学② 食品化学②		
経営科学特別プログラム	専攻融合科目	特別プログラム演習②	2	10
	専攻コア科目 (※)	インダストリアル・エンジニアリング② 人間工学②	2	
	専攻応用科目	ヒューマンファクターズ② ヒューマンインタフェース② 経済性工学Ⅰ② 機械加工学② 人工知能基礎② 生産システム工学②	6	
	専攻発展科目	認知工学② 実験計画法② 感性工学② センサデータ処理② 経済性工学Ⅱ② 会計情報基礎②		
教育手法特別プログラム	専攻融合科目 ・教職課程科目	特別プログラム演習② 又は理科教育法Ⅲ②	2	10
	ICT 基礎科目 (※)	インターネットの基礎知識② データサイエンス応用②	2	
	全学共通科目 ・教職課程科目	教育の方法と技術② 成蹊を知る② 教育原理② 教育心理学② 学校と社会② 野外自然教育論②	6	

(注) ※印は、「各プログラムが指定する先修科目区分」を示す。